2011 年 9 月 16 日

各　位

会 社 名　　日本たばこ産業株式会社
代 表 者 名　代表取締役社長　木村　宏
（コード番号 2914
東証・大証・名証 第一部、福証・札証）
問合せ先　　ＩＲ広報部（TEL 03-3582-3111（代表））

新株予約権（株式報酬型ストックオプション）の割当てに関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第 238 条第 1 項および第 2 項並びに第 240 条第 1 項の規定に基づき、企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的に、下記のとおり、当社の取締役および執行役員に対して新株予約権の募集をすることを決議いたしましたのでお知らせいたします。

なお、当社は、新株予約権の割当てを受ける取締役および執行役員に、割当てに際しての払込金額（下記「11. 新株予約権の払込金額の算定方法」に基づき算定される金額とします。）に相当する金銭報酬を支給することとし、新株予約権の割当てを受ける取締役および執行役員は、その割当に際しての払込金額の払込みに代えて、当該払込債務と当社に対する報酬債権とを相殺することにより、新株予約権を取得することとします。

記

1. 新株予約権の名称　　日本たばこ産業株式会社 2011 年度新株予約権
2. 新株予約権の総数　　1,038 個

上記総数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

3. 新株予約権の目的である株式の種類、内容および数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式（権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式。なお、単元株制度は採用していない。）とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は 1 株とする。

ただし、下記 12.に定める新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整をする。

調整後付与株式数 ＝ 調整前付与株式数 × 株式分割・併合の比率

なお、上記の調整の結果生じる 1 株未満の端数は、小数点第 2 位まで計算し、小数点第 3 位以下を切り捨てるものとする。

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行なうものとする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

5. 新株予約権を行使することができる期間

平成 23 年 10 月 4 日から平成 53 年 10 月 3 日まで

6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

7. 譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとする。

8. 新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)または(3)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または代表執行役の決定がなされた場合）は、当社は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を取得することができる。

この場合、当社は、各新株予約権を取得するのと引換えに、当該各新株予約権の新株予約権者に対して、新株予約権 1 個につき、次の算式により算出される 1 株当たりの価額に付与株式数（上記 3.に従い調整された場合には調整後付与株式数）を乗じた金額の金銭を交付する。

1株当たりの価額＝当該議案が承認された当社株主総会（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または代表執行役の決定）の日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は、翌取引日の基準値段）－1円

(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

9. 組織再編における新株予約権の消滅および再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記3.に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

組織再編行為の効力発生日から、上記5.に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記6.に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権を譲渡するには、再編対象会社の取締役会の承認を要する。

(8) 新株予約権の取得条項

上記 8.に準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件

下記 10.に準じて決定する。

10. その他の新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、当社の取締役(委員会設置会社における執行役を含む。)、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した場合に限り、新株予約権を行使できるものとする。

(2) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。

11. 新株予約権の払込金額の算定方法

ブラック・ショールズ式により以下の(2)から(7)の基礎数値に基づき算出した 1 株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額(1 円未満の端数は切り上げ)とする。

$$C = Se^{-qT}N(d) - Xe^{-rT}N\left(d - \sigma\sqrt{T}\right)$$

ここで、

$$d = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - q + \frac{\sigma^2}{2}\right)T}{\sigma\sqrt{T}}$$

(1) 1 株当たりのオプション価格(C)

(2) 株価(S):平成 23 年 10 月 3 日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(終値がない場合は、翌取引日の基準値段)

(3) 行使価格(X):1 円

(4) 予想残存期間(T):15 年

(5) 株価変動性(σ):平成 8 年 10 月 3 日から平成 23 年 10 月 3 日までの各取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出した株価変動率

(6) 無リスクの利子率(r):残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率

(7) 配当利回り(q):1 株当たりの配当金(過去 12 ヶ月の実績配当金(平成 22 年 9 月および平成 23 年 3 月配当金))÷上記(2)に定める株価

(8) 標準正規分布の累積分布関数($N(\cdot)$)

12. 新株予約権を割り当てる日

平成 23 年 10 月 3 日

13. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

払込みの期日は平成 23 年 10 月 3 日とする。

14. 新株予約権の割当の対象者およびその人数並びに割り当てる新株予約権の数

当社取締役 8 名に 514 個、執行役員 15 名に 524 個を割当てる。

15. 新株予約権の行使請求払込みの方法

(1) 新株予約権者は、新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名捺印のうえ、これを下記16. に定める行使請求受付場所に提出するものとする。

(2) 新株予約権者は、上記(1)の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る新株予約権数を乗じた金額の全額を、現金にて下記 17. に定める払込取扱場所の当社の指定する口座に当社の指定する日時までに振り込むものとする。

16. 新株予約権の行使請求受付場所

当社人事部(またはその時々における当該業務担当部署)

17. 新株予約権の行使に際する払込取扱場所

株式会社みずほ銀行本店(またはその時々における当該銀行の承継銀行もしくは当該支店の承継支店)

18. 新株予約権の行使の効力発生時期等

(1) 新株予約権の行使の効力は、上記 15. (1)に定める「新株予約権行使請求書」を当社が受領し、かつ、上記 15. (2)に定める払込がなされたことを当社が確認したときに生ずるものとする。

(2) 当社は、新株予約権の行使の効力発生後速やかに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座へ、新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載または記録するために必要な手続きを行う。

19. 本要項の規定中読み替えその他の措置に伴う取扱い

本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となるときは、会社法の規定および新株予約権の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できるものとし、かかる変更は本要項と一体をなすものとする。

20. 発行要項の公示

当社は、その本店に新株予約権の発行要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供するものとする。

21. その他の事項

その他、本新株予約権に関し、必要な一切の事項は当社代表取締役社長に一任する。

以　上